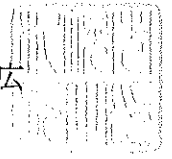


株式会社大丸松坂屋百貨店
代表取締役社長 澤田 太郎 様

札幌市長 秋元 克広



大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により、令和 4 年 12 月 16 日付けで提出された「札幌ターミナルビル、札幌ステーション開発ビル、札幌駅南口開発ビル、大丸札幌店」の変更届について、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年経済産業省告示第 16 号。以下「指針」という。）に基づき検討した結果、本市として周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を有しないことを通知いたします。

なお、店舗運営にあたりましては、法第 10 条の規定を遵守し、指針に沿った適切な対応に努めるとともに、下記の事項についても特段の配慮等をお願いいたします。

記

1 冬期の積雪対策について

- (1) 積雪期における自動車による来店に伴う交通障害の発生の回避や通行人の安全を確保するため、店舗周辺の歩車道の除雪に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
- (2) 敷地内及び敷地周辺の除排雪作業を行う場合は、作業騒音等により周辺の住環境が損なわれないよう配慮をお願いいたします。

2 「地域社会を構成する一員」として

地域社会の維持・活性化のため、商店街組織や町内会への加盟についてご検討いただくとともに、これらの地域団体とコミュニケーションを密にし、積極的な地域活動への参加をお願いいたします。

3 法第 6 条第 1 項に係る届出について

本件変更届出書に記載いただいた「大規模小売店舗の名称」の変更（第 6 条第 1 項関係）については変更日以降に改めて届出いただきますようお願いいたします。

担当 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課 秦

札幌駅総合開発株式会社
代表取締役社長 平川 敏彦 様

札幌市長 秋元 克広



大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により、令和 4 年 12 月 16 日付けで提出された「札幌ターミナルビル、札幌ステーション開発ビル、札幌駅南口開発ビル、大丸札幌店」の変更届について、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年経済産業省告示第 16 号。以下「指針」という。）に基づき検討した結果、本市として周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を有しないことを通知いたします。

なお、店舗運営にあたりましては、法第 10 条の規定を遵守し、指針に沿った適切な対応に努めるとともに、下記の事項についても特段の配慮等をお願いいたします。

記

1 冬期の積雪対策について

- (1) 積雪期における自動車による来店に伴う交通障害の発生の回避や通行人の安全を確保するため、店舗周辺の歩車道の除雪に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
- (2) 敷地内及び敷地周辺の除排雪作業を行う場合は、作業騒音等により周辺の住環境が損なわれないよう配慮をお願いいたします。

2 「地域社会を構成する一員」として

地域社会の維持・活性化のため、商店街組織や町内会への加盟についてご検討いただくとともに、これらの地域団体とコミュニケーションを密にし、積極的な地域活動への参加をお願いいたします。

3 法第 6 条第 1 項に係る届出について

本件変更届出書に記載いただいた「大規模小売店舗の名称」の変更（第 6 条第 1 項関係）については変更日以降に改めて届出いただきますようお願いいたします。

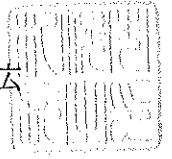
担当 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課 秦

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 綿貫 泰之 様

札幌市長 秋元 克広



大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の意見について (通知)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 2 項の規定により、令和 4 年 12 月 16 日付けで提出された「札幌ターミナルビル、札幌ステーション開発ビル、札幌駅南口開発ビル、大丸札幌店」の変更届について、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 (平成 19 年経済産業省告示第 16 号。以下「指針」という。) に基づき検討した結果、本市として周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を有しないことを通知いたします。

なお、店舗運営にあたりましては、法第 10 条の規定を遵守し、指針に沿った適切な対応に努めるとともに、下記の事項についても特段の配慮等をお願いいたします。

記

1 冬期の積雪対策について

- (1) 積雪期における自動車による来店に伴う交通障害の発生の回避や通行人の安全を確保するため、店舗周辺の歩車道の除雪に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
- (2) 敷地内及び敷地周辺の除排雪作業を行う場合は、作業騒音等により周辺の住環境が損なわれないよう配慮をお願いいたします。

2 「地域社会を構成する一員」として

地域社会の維持・活性化のため、商店街組織や町内会への加盟についてご検討いただくとともに、これらの地域団体とコミュニケーションを密にし、積極的な地域活動への参加をお願いいたします。

3 法第 6 条第 1 項に係る届出について

本件変更届出書に記載いただいた「大規模小売店舗の名称」の変更 (第 6 条第 1 項関係) については変更日以降に改めて届出いただきますようお願いいたします。

担当 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課 秦